

V 保健・福祉事業を利用するとき

組合員及びその家族を対象に、健康保持のための健診や、その他の各種保健事業を行っています。

各事業は年度により変更します。各事業の実施内容の詳細については、年度当初に配布する「公立学校共済組合大阪支部事業のご案内」及び「共済おおさか」に掲載し、実施時期に所属所長あてに文書で通知します。これらの事業は、職務専念の義務免除扱いとなるものもあります。また、病気等による休職中の組合員も利用・申込できますので、自身の健康のためご活用ください。

なお、組合員資格がある方のみご利用可能です。資格喪失後にご利用された場合（結婚25周年、永年勤続及び長期組合員退職記念事業の施設利用券を除く）は、その費用を返還いただく場合がありますので、ご注意ください。

1 健診事業・健康づくり事業を利用するとき

(1) 特定健診等事業

死亡原因の約6割を占める生活習慣病の有病者・予備軍を減少させることを目的とした事業です。

事業名	実施機関等	備考
特定健康診査	契約健診機関	年度末年齢40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者あてに夏頃に特定健康診査受診券を送付。ただし、組合員本人については定期健康診断を受診することで特定健康診査を受診したとみなすため送付しない。
特定保健指導	契約健診機関	特定健康診査の受診結果から、生活習慣病のリスクが高い者に特定保健指導利用券を送付

(2) 健診(人間ドック)事業

健診種別	実施機関等	備考
共済健診(半日ドック)	契約健診機関	対象：全組合員
器官別検診 脳ドック		対象：40歳以上の組合員 脳のMRI、MRA、頸動脈超音波検査など
女性検診		対象：全女性組合員 マンモグラフィ又は乳房超音波検査、子宮細胞診など
配偶者健診(半日ドック)		対象：40歳以上の被扶養配偶者

(3) 健康づくり事業

事業名	実施機関等	備考
健康づくりセミナー	委託機関	生活習慣病予防や心の健康づくりなど

(4) 腰痛予防事業

事業名	実施機関等	備考
腰痛予防講座 (巡回講師派遣方式・会場方式)	契約実施機関	・所属所等に理学療法士等の講師を派遣 ・契約実施機関が用意する会場で理学療法士等講師による講座を開催

(5) メンタルヘルス総合対策事業

事業名	実施機関等	備考
相談事業	大阪メンタルヘルス総合センター (OMC)	対面またはオンライン相談 
研修事業		・職場研修支援事業(講師派遣・eラーニング研修) ・メンタルヘルスセミナーの開催
復職支援事業		休業者、復職支援講座の開催

2 相談事業を利用するとき

各種相談事業

事業名	事業内容	利用方法	自己負担額	対象者
大阪メンタルヘルス総合センター(OMC)による相談事業	大阪メンタルヘルス総合センターでの個別相談[予約制] (近畿中央病院・アウィーナ大阪での対面相談、Zoomによるオンライン相談)	電話予約：0120-556-879[通話料無料] 電話予約受付時間 平日9時～17時15分 Web予約：OMCのホームページから予約 相談時間 近畿中央病院：月～金曜日 9時～17時 アウィーナ大阪：水曜日(月2回)14時～17時、 毎週土曜日 9時～17時 (祝日・年末年始を除く。)	年度内 3回まで無料	組合員 及び 被扶養者
無料法律相談	法律事務所で弁護士による民事問題の相談	当支部福祉担当に電話で空き状況を確認のうえ、 仮予約後「無料法律相談申込書」を提出する。	無料	組合員
教職員電話健康相談24 (専門医相談※・小児救急相談を含む) [本部事業] ※ セカンドオピニオンとして活用可能	電話による健康・医療相談、小児科医による救急の相談、専門医相談や専門医医療機関情報等 [専門医相談のみ予約制]	相談先電話番号 0120-24-8349[通話料無料] 24時間・年中無休	無料	組合員 及び 被扶養者
女性医師電話相談 [本部事業]	女性医師による予約制電話相談、女医在籍医療機関の案内、看護師による一般健康相談等 [予約制]	相談先電話番号 0120-215-579[通話料無料] 月～土(祝日・年末年始を除く。)10時～21時	無料	組合員 及び 被扶養者 (女性のみ)
電話・面談 メンタルヘルス相談 [本部事業]	電話によるメンタルヘルス相談 (希望により、電話相談から面談によるカウンセリングに移行も可能)	相談先電話番号 0120-783-269[通話料無料] 自動音声ガイドにより、電話相談か面談によるカウンセリングかを選択できます。(カウンセリングルームも選択できます。)	無料	組合員 及び 被扶養者
	全国のカウンセリングルームでの個別相談[予約制]	[電話による相談] 月～土(祝日・年末年始を除く。)10時～22時 [面談によるカウンセリング予約] 月～土(祝日・年末年始を除く。)10時～20時	年度内 5回まで無料	組合員 及び 被扶養者
Web相談(こころの相談) [本部事業]	専用Webでのメンタル相談	専用Web https://www.mh-c.jp/ ログイン番号 「783269」 24時間・年中無休(3営業日以内に返答) ※相談内容、及び回答内容はすべて暗号化されて送受信されます。	無料	組合員 及び 被扶養者
介護電話相談 [本部事業]	介護相談、介護サービス事業所の案内・取次ぎ、入居施設に関する案内・相談等	相談先電話番号 0120-515-579[通話料無料] 10時～18時(月～土) (祝日・年末年始を除く。)	無料	組合員 及び 被扶養者
近畿中央病院によるメンタルヘルス相談 [本部事業]	臨床心理士が、心の悩みについて面談での相談に応じます。 [予約制]	電話予約：072-781-3712(代表) 「メンタルヘルス相談」とお伝えください。 電話予約受付時間 平日9時～17時15分	無料 (ご利用回数には制限があります。)	組合員 及び 被扶養者
近畿中央病院によるセカンドオピニオン相談 [本部事業]	専門医の意見や判断を提供するセカンドオピニオン相談を実施します。[予約制]	電話予約：072-781-3712(代表) 「セカンドオピニオン相談」とお伝えください。 電話予約受付時間 平日8時30分～17時15分	無料	組合員 及び 被扶養者

相談事業について、プライバシーは守られますので安心してご相談ください。

3 その他の事業を利用するとき

事業名	事業内容	自己負担額	対象者
退職予定者向け 共済制度・手続き案内	退職予定者向けの年金、医療保険その他の共済制度や手続きにかかるガイドブック及び説明動画を掲載します。 詳細は、大阪支部HPをご確認ください。	なし	退職予定の 組合員
事業名	事業内容	請求方法	
ファミリー応援金 [本部事業]	組合員が在職中に死亡した場合、または所定の高度障害状態となった場合に、5万円が支給されます。 制度内容に関するお問い合わせは、 「福祉保険制度」照会センター(0120-778-599[通話料無料])へ	【死亡】請求書類をお送りします。 【高度障害状態】以下の番号へお問い合わせください。 「福祉保険制度」請求相談センター (0120-660-998[通話料無料])へ	

4 長期組合員退職記念施設利用券交付

当該年度内に退職予定で下記条件を満たす組合員に対し、大阪支部直営施設の利用券を贈呈します。条件に該当する方は、退職(資格喪失)予定の年度中にご申請ください。

対象者	当該年度内に退職予定の組合員であって、以下の条件を満たす方 1. 公立学校共済組合加入期間が通算20年以上であること(注) 2. 申請時点で大阪支部の組合員資格を有すること ※ただし、過去に結婚25周年・永年勤続(単身者)記念事業の施設利用券の交付を受けた方は除く。 (注)任意継続組合員の資格取得期間は除く。
申請期間	退職(資格喪失)予定の年度中(※ただし、以下の例外あり。) 退職年度時に公立学校共済組合加入期間が通算20年未満の場合又は大阪支部の組合員資格を有していない場合であっても、その後、再任用等で組合員資格を再取得し、上記1及び2の条件を満たした場合は申請可能
施設利用券の金額	10,000円
施設利用券利用施設	ホテルアウリーナ大阪、花のいえ
施設利用券の有効期間	発行日以降1年間
施設利用券の利用範囲	利用施設での宿泊、食事及びおせち料理購入 *施設利用券は、宿泊・会食利用補助P79・80とあわせてお使いいただけます。
申請方法	以下の必要書類を大阪支部 健康・福祉担当窓口へ持参、または郵送
必要書類	・「長期組合員退職記念施設利用券交付申請書」 ●大阪支部HPに掲載 ・「組合員証」(=健康保険証) 提示(郵送で申請する場合、コピーを添付) ・返信用切手414円分(郵送で申請する場合、必要) (ただし、郵便事故等による遅配・不着等の責は負いかねます。)

●「長期組合員退職記念施設利用券交付申請書」の掲載場所
HPの手続きナビ内「厚生サービスの手続き」→「厚生サービスを利用する」→「その他の厚生サービス」
→「長期組合員退職記念事業」→「申請方法」より

5 施設等利用補助を受けたいとき

事業名	対象者	補助額等	対象施設	備考
結婚式場 利用補助	組合員 又はその子 ※挙式者に対する補助	<挙式補助額> 挙式・披露宴費用総額（税込）の20% 上限200,000円 ※1,000円未満は四捨五入	ホテル アウィーナ 大阪	ホテルアウィーナ大阪備え付けの「結婚式場利用補助・食事付宿泊券交付申請書」に記入し、ホテルアウィーナ大阪へ組合員証（組合員被扶養者証）を提示のうえ、申請書を提出 ※申請書は大阪支部HPにも掲載
		<食事付宿泊券> 30,000円分 (5,000円券×6枚) 有効期間は発行日(挙式日)から1年間	ホテル アウィーナ 大阪 花のいえ	※挙式者が被扶養者として認定されていない子の場合は、組合員の子に相違ない旨の所属所長の証明、又は市区町村長の続柄を証明するに足る証明書が必要。あわせて、組合員本人の組合員証を持参のうえ、掲示が必要
宿泊利用補助	組合員 及び 小学生以上の被扶養者	組合員：4,000円 被扶養者：3,300円 (各施設 月3回まで) →R5.10.1より変更	ホテル アウィーナ 大阪 花のいえ	利用当日、組合員証（組合員被扶養者証）を施設へ提示 →R5.10.1より利用方法を変更
		令和5年10月1日より補助内容等を変更します。詳細は次ページへ→	組合員：3,000円 被扶養者：2,500円 (年間3回まで) →R5.10.1より変更	全国の契約 宿泊施設 (上記直営施設以外)
会食利用補助	組合員 及び 3親等以内の親族	2,000円 ※1回の会食につき、1人5,000円以上の場合 (回数制限なし) →R5.10.1より変更	ホテル アウィーナ 大阪	「会食利用補助申請書」に記入のうえ、会食当日、利用施設のフロントへ提出 ※申請書は、両施設にも備え付けあり →R5.10.1より利用方法を変更
		※おせち料理については、1個につき3,000円を補助 (個数制限なし) →現行内容で継続	花のいえ	
法要利用補助	組合員 又は 2親等以内の親族	法要費用総額（税込）の20% 上限50,000円 ※1,000円未満は四捨五入 ※別途要する費用（お布施等）は含まれない。 ※会食利用補助との併用は不可	ホテル アウィーナ 大阪	○利用にはホテルアウィーナ大阪で供花等の注文が必要 ○ホテルアウィーナ大阪備え付けの「法要利用補助申請書」に記入し、ホテルアウィーナ大阪へ組合員証を提示のうえ、申請書を提出 ※申請書は大阪支部HPにも掲載
トレーニング 施設利用助成	組合員 及び 16歳以上の被扶養者	各施設が定める 法人会員料金	東急 スポーツ オアシス	初回利用時に組合員証（組合員被扶養者証）を提示し、法人会員証の発行を受け、利用の都度「組合員証」「法人会員証」の両方を提示することにより、法人会員料金にて施設利用可能
			コナミ スポーツ クラブ	初回利用時に組合員証（組合員被扶養者証）を提示し、法人会員証の発行を受け、利用の都度「法人会員証」を提示することにより、法人会員料金にて施設利用可能 (利用の際に提示を求められる場合があるため、「組合員証」を持参すること)
			※法人会員料金や施設所在地などの詳細は、大阪支部HPまたは各施設のHPをご覧ください。	

任意継続組合員の方は、利用できない事業があります。P90
詳しくは、年度当初に配布する「任意継続組合員用 厚生事業のしおり」をご覧ください。

●宿泊利用補助券の利用・申請方法（令和5年9月30日まで）

ホテルアウィーナ大阪、花のいえ以外の大阪支部契約施設に宿泊する場合は、次のとおりご利用ください。

（1）利用方法

- ア 施設又はその案内所へ利用料金を確認のうえ、直接宿泊予約をしてください。
 - イ 予約後、「厚生施設宿泊利用補助申請書」に記入のうえ、利用者の組合員証（組合員被扶養者証、写し可）を添えて福祉担当まで申請し、補助券の交付を受けてください。詳細は（2）申請方法をご確認ください。
 - ウ 施設にチェックインの際、発行された補助券をフロントへ提出するとともに、組合員証（組合員被扶養者証）を提示してください。補助額は清算時に差し引かれます。
- （注意）組合員証（組合員被扶養者証）を忘れた場合、宿泊補助は利用できません。**

（2）申請方法

- 【窓口申請】即時、補助券を発行します。
- 【郵送申請】必要書類を、宿泊日の2週間以上前までに大阪支部に届くよう送付してください。
- 【必要書類】○「厚生施設宿泊利用補助申請書」※大阪支部HPに掲載及び窓口にあります。
○利用者の「組合員証」、「組合員被扶養者証」（写し可）
郵送申請の場合、「組合員証」等の原本は送らずに写しを送付してください。（郵送申請の場合）
○返信用封筒（切手を貼付し、返送先の住所・あて先を必ず記載してください。）
→返信用切手：定型内25gまで 簡易書留404円・
特定記録郵便244円・普通郵便84円
（ただし、郵便事故等による遅配・不着等の責は負いかねます。）

◇ご利用上の注意◇

- ・宿泊後、遡及での補助券発行及び使用はできません。
- ・公務出張に伴う宿泊には使用できません。
- ・利用当日に公立学校共済組合大阪支部の組合員または被扶養者の資格を喪失している場合、補助券は使用できません。
- ・組合員証の不正使用は詐欺罪に該当します。他人に組合員証を貸す等を行わないでください。
- ・補助券の偽造や譲渡、他人名義の補助券使用等の不正使用が発覚した場合、補助した全額を返金いただくとともに、当該年度及び翌年度について、組合員及びその被扶養者全員の補助券発行をとりやめます。

***支部が発券する補助券は令和5年9月30日までの発行ですが、補助券は令和5年度内（令和6年3月31日まで）利用可能です。**

●令和5年10月1日以降の宿泊・会食利用補助の補助内容等

令和5年10月1日より下記のとおり変更となります。

詳細は大阪支部のホームページをご覧ください。

（1）宿泊利用補助

対象者	組合員及び被扶養者(小学生以上)
補助額	全対象施設 組合員・被扶養者一律3,000円
補助回数	令和5年10月1日～令和6年3月31日までの半年間で6回まで 令和6年度からは1年度内12回まで *組合員、被扶養者合わせて上記回数まで
利用方法	大阪支部ホームページの組合員専用ページより自身で利用者分の補助券を事前に印刷し、利用当日、施設へ組合員証（組合員被扶養者証）を提示のうえ、補助券を提出
対象施設	大阪支部直営施設、公共済直営施設等（詳細は大阪支部HPへ掲載）

（2）会食利用補助（ホテルアウィーナ大阪、花のいえ）

対象者	組合員及び3親等以内の親族（組合員又は被扶養者を必ず伴う会食）
補助額	1人5,000円以上の会食利用の場合、1人につき2,000円
補助回数	令和5年10月1日～令和6年3月31日までの半年間で組合員1人につき6人分補助 令和6年度からは1年度内12人分補助
利用方法	大阪支部ホームページの組合員専用ページより自身で利用者分の補助券を事前に印刷し、会食当日、施設へ組合員証又は組合員被扶養者証を提示のうえ、補助券を提出

※おせち料理購入にかかる補助は、現行どおりの内容で利用できます。